

◎新潟県告示第125号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更について、計画書の写しを告示の日から20日間縦覧に供する。

なお、この計画変更に対して意見がある者は、縦覧期間完了の日までに、意見書を提出することができる。

平成27年2月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	縦 覧 場 所
稲鯨地区	新潟県農林水産部漁港課 新潟県佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)